愛の星 familiar　運営規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人わらべ福祉会（以下「当法人」という。）が児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき設置する保育所の運営に関し、必要な事項を定める。

（名称及び所在地）

第２条　わらべ福祉会が設置するこの保育所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（１）　名称　愛の星 familiar

（２）　所在地　沖縄市安慶田５丁目２番５号

（施設の目的及び運営方針）

第３条　愛の星 familiar（以下「当園」という。）は保育を必要とする乳児及び幼児を日々受入れ、保育事業を行うことを目的とする。

２　当園は、当法人で勤務する職員のお子さんや契約企業のお子さんに加えて、地域の保育を必要とするお子さんに保育を提供する保育事業である。
保育の提供に当たっては、入園する乳幼児及び幼児（以下「利用乳幼児」の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供する。

３　当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一定的に行う。

４　当園は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うように努める。

５　当園の教育・保育の目標は、次のとおりとする。

（１）　明るく強い子

（２）　感性豊かな子

（３）　やさしく思いやりのある子

（提供する教育・保育の内容）

第４条　当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、平成29年度企業主導型保育事業等の実施について（府子本第370号、雇児発0427第2号平成29年4月27日付）の別添「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」（以下「実施要綱」という。）及び「企業主導型保育事業助成要領」（以下「助成要領」という。）並びに保育所保育指針（平成29年告示）及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育サービスを提供する。

２　通常提供する教育・保育のほかに、以下の教育保育を行う。

（１）　延長保育事業

（２）　一時預かり保育事業

（３）　病児保育事業（病後児保育）

（４）　病児保育事業（体調不良児対応）

３　当園は、子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用負担の可否等によって差別的取扱いをせず、かつ、特別の支援を要する家庭の子どもや特別な配慮を要する子どもの利用が排除されることのないよう、十分な配慮をもって運営を行う。

（利用定員）

第５条　当園の利用定員は、企業枠（自社枠、共同利用枠）10名以上、内自社枠2名以上、地域枠9名以下の19名。年齢別の定員は下記の通りとする。

０歳児　６名、　　１歳児６名、　　２歳児７名

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第６条　保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（１）　園長　１名（常勤専従）

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

（２）　主任保育士１名（常勤専従）

主任保育士を設置することも可能とし、主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

（３）　保育士　５人程度

（４）　看護師　２人

（５）　子育て支援員　１人程度

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

（６） 事務員（連携推進員）　１人

事務は、当園の事務及び雑務を行う。

（７） 嘱託医　１人

嘱託医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

（８） 嘱託歯科医　１人

嘱託歯科医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

（９）その他職員

必要に応じ他の職種の職員を設置することができる。

（教育・保育の提供を行う日及び提供を行わない日）

第７条　保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日)、祝祭日を除く。

（教育・保育を行う時間）

第８条　保育を提供する時間は、次のとおりとする。

（１） 開所時間

当園が定める開所時間は 7 時から 18 時までとする。

但し、18 時から 19 時までの 1 時間は延長保育とする。

（２） 保育提供時間

7 時から 18 時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以上の時間帯から選択した時間帯以外において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、利用終了時間から 19 時までの範囲内で、延長保育を提供する。

延長保育利用料　30 分…150 円

（利用者負担その他の費用の種類）

第９条　保護者は、当園の設定する利用者負担額（保育料）を支払うものとする。

当園は、別表 1 に定める保育料ほか、特定教育・保育の提供における便宜にようする費用のうち、実費として別表 2 に揚げる費用の支払を受けるものとする。

ただし、非課税世帯は無償とする。

２　保護者は、利用者負担額（保育料）を当月 25 日までに当園へ口座振替の方法で支払うものとする。

（利用の開始、終了、留意事項）

第１０条　当園は、就労証明書又は保育支給認定証等を添えて保護者から入所の申込を受け、定員に余裕がある場合は利用に応じるものとする。

２　当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの保護者等とその内容を確認する。

３　当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、保育の提供を終了するものとする。

（１）「子ども・子育て支援法施行規則」第１条の規定に該当しなくなったとき。

（２）保護者から利用取消しの申出があったとき。

（３）利用を継続することが不可能であると認めたとき。

（４）その他、利用を継続するのに重大な支障又は困難が生じたとき

（給食等）

第１１条　当園の給食は、当法人が運営する「きらきらこども園 Ageda」より外部搬入により提供する。

２　給食の献立は、必要な給与栄養目標量を確保しつつ、発達段階、健康状態、嗜好等に十分に配慮し、かつ、アレルギー、アトピー等にも配慮した内容とする。

３　食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食の体験を豊富にし、食を営む力の基礎を培うため、食に関し配慮するべき事項を定めた食育計画を策定し、実施するものとする。

（緊急時における対応方法）

第１２条　当園の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態生じたときは、速やかに利用乳幼児の保護者又は嘱託医に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

２　保育の提供により事故が生じた場合は、沖縄市及び利用乳幼児の保護者等並びに公益財団法人児童育成協会に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。

４　利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

第１３条　非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月１回以上、防火、避難及び救出その他必要な訓練

を実施する。

（虐待の防止のための措置）

第１４条　当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じる。

（秘密の保持）

第１５条　当園の職員は、業務上知り得た利用乳幼児及び保護者の秘密を保持する。

２　地域子育て支援事業を利用した乳幼児やその家族の秘密を保持する。

３　連携施設を利用する乳幼児及びその家族の秘密を保持する。

４　職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

（地域との連携）

第１６条　当園は、運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

（教育・保育の質の評価）

第１７条　当園は、教育及び保育、子育て支援事業の運営水準の向上を図るため、その運営状況について次のとおり自ら評価を行い又は評価を受け、運営改善のための必要な措置を講じる。

（１）　国の定めるガイドライン等に準拠して定期的に自己評価を行い、その結果を公表すること。

（２）　利用乳幼児の保護者その他の関係者による評価を受け、その結果を公表するよう努めること。

２　前項のほか、当園は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表するよう努めるものとする。

（苦情解決体制）

第１８条　当園は、保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付け担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者に対して必要な措置を講じる。

２　苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出書との話し合いによる解決に努め、必要な改善を行う。

３　苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

（安全対策と事故防止）

第１９条　当園は、安全かつ適切に、質の高い保育・教育を提供するために、事故防止・危機管理マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

２　事故発生防止のための職員会議等で職員に対する研修を実施する。

３　当園は、アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努める。

４　当園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。

５　事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、沖縄市及び公益財団法人児童育成協会にも報告する。

（健康管理・衛生管理）

第２０条　当園では、子どもに対して、利用開始時の健康診断及び年に２回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施する。

２　当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」等に則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

（保護者に対する支援）

第２１条　当園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。利用子どもや保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

２　当園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、利用子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

（記録の整備）

第２３条　当園は、保育の提供に関する以下に揚げる記録を整備し、その完結の日から５年間保管する。

（１）　保育の実施に当たっての計画

（２）　提供した保育に係る提供記録

（３）　条例第１９条に規定する市への通知に係る記録

（４）　保護者からの苦情の内容等の記録

（５） 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（会計）

第２４条　当園の会計は、そのほかの事業の会計と区分して行う。

２　当園の会計は、そのほかの事業の会計と区分して行う。

附則

この規定は、令和５年１月４日から施行する。

この規定は、令和６年４月１日から施行する。

別表１

保育料

地域枠	0 歳児　32,000 円			
	1 歳児　30,000 円			
	2 歳児　28,000 円			
企業枠（共同利用枠）	0 歳児　30,000 円	企業枠（自社枠）	0 歳児	15,000 円
	1 歳児　28,000 円		1 歳児	14,000 円
	2 歳児　26,000 円		2 歳児	13,000 円

但し、上記利用者で、非課税世帯に関しては証明書を提出することで保育料は無償とする。

別表２

保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

年齢	内容・負担を求める理由及び目的（金額等）
0・1 歳児(新入園児)	カラー帽子（780 円程度)・月刊絵本（毎月）
1 歳児（在園児）	月刊絵本（毎月）
2 歳児（新入園児）	カラー帽子（780 円程度)・月刊絵本（毎月)・他個人教材
2 歳児（在園児）	月刊絵本（毎月)・他個人教材
※他個人教材内容等（のり・クレヨン・はさみ・粘土セット）	

※　当園は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収書を交付する。